

審判部による国際連携の概要

審判部審判課 課長補佐（企画班長） 高橋 克

抄録

経済のグローバル化に伴い、国境を越える知財紛争が増えている中、審査の上級審であって、司法の一審相当である審判についても、国際的な対応が求められます。特許庁審判部による審判分野・知財司法分野の国際連携の活動を解説します。

1. はじめに

近年、特許庁審判部では、各国・地域の審判部門や知財司法関係者との国際的な連携の強化を進めています。長年に渡って活発に国際連携が進められ、数多くの情報・経験の蓄積がなされている審査分野に対し、審判分野・知財司法分野の国際連携の歴史は浅いことから、これまでどのような国際連携が行われてきたのかといったことについて、あまり知らない方も多いのではないのでしょうか。

本稿では、これまでの特許庁審判部による審判分野・知財司法分野の国際連携の活動を振り返りつつ、そのねらいや今後の展望について解説します。

2. 特許庁審判部の国際連携のあゆみ

(1) アジア地域における審判分野の国際連携

「審判」という名を冠した最初の国際連携の枠組みは、2005年から開催されていた中国との「日中審判会合」になります。本会合は、意匠分野から審判の日中連携を開始するという考えに基づいて設置されたものでした。中国の意匠制度では、登録にあたって実体審査は行われず、審判において初めて実

体的な判断が求められることを踏まえ、日本の意匠の審査部門と中国の国家知識産権局専利復審委員会（審判部）の意匠担当との間で、主に意匠に関する審査・審判制度について情報交換を行う場として開催されていたのです¹⁾。その意味で、「審判分野」の国際連携と呼ぶには難があるかもしれません。

なお、本会合は、2011年に、中国の外観設計審査部（意匠審査部）を含む「日中意匠専門家会合」に引き継がれる形で解消しています。

特許庁審判部にとって本格的な審判分野の国際連携の枠組みといえるものの開催は、2010年に設置された「日韓審判専門家会合」まで待たなければいけません。本会合は、2010年12月1日に開催された日韓特許庁長官会合での合意に基づいて、同年同月15日に第1回が開催されたもので、第1回の会合においては、日韓の審判制度の情報交換や相互理解の推進を目的として、日韓特許庁の審判制度及び口頭審理について情報交換が行われました。

その後、アジア地域を中心に、審判分野の国際連携の枠組みの構築が加速していきます。

2013年8月には、審判における実務や判断について相互理解を深めるとともに、相手国への情報提

1) 計6回の会合が開催されましたが、そのうち日中の審判部の間で意見交換がなされたのは、第1回及び第3回の日中審判会合のみでした。



図1 第1回日中韓審判専門家会合

供を通じて我が国ユーザーが利用しやすい制度への改善を図るという目的で、第1回の「日中韓審判専門家会合」が開催されました。

同年11月には、特許庁審判部が中国の専利復審委員会を訪問し、同年の第20回日中特許庁長官会合において、審判分野の会合を定期的に行うことで合意しました。その後、日中特許庁間の調整を経て、2015年6月に、中国専利復審委員会のトップを筆頭とする代表団が来日し、第1回の「日中審判専門家会合」が開催されることとなります。なおその際に中国代表団は、我が国ユーザー向けに、模擬口頭審理の実演を行うなど中国審判制度の紹介も行いました。



図2 第1回日中審判専門家会合

これらの会合は、その後も回数を重ね、2017年7月には、第8回日韓審判専門家会合及び第3回日中審判専門家会合が東京にて開催され、①審判制度・運用に関する最新状況、②日本の判定制度、③口頭審理等について情報交換及び議論を行い、同年9月には、第5回日中韓審判専門家会合が韓国・大田にて開催され、①審判制度・運用に関する最新状

況、②判定制度等の比較研究、③審判統計情報の交換を含む三庁間の協力等について情報交換及び議論を行いました。



図3 第5回日中韓審判専門家会合

アジア地域における審判分野の国際連携は、審判制度の企画・立案を担っている担当者同士による議論が行われる審判専門家会合のみではありません。

上述した各審判専門家会合の他にも、実務を司る審判官による審判実務の情報交換を進めるべく、国際審判官協議を開催しています。国際審判官協議では、実例に基づいて実務的な議論が行われることから、より深いレベルにおいて審判制度・実務に関する情報交換がなされることが期待され、これまで、中国及び韓国との間で開催してきました。

台湾の審判官との実務レベルでの交流も進めています。この交流は、第38回日台貿易経済会議の合意に応えるために2014年6月から開始されたもので、第4回となる2017年11月の交流では、特許に加えて商標の審判分野に関する情報交換を行いました。

また、2017年2月には、マレーシア知財公社の特許異議申立制度に関する調査団を受け入れ、同国における特許異議申立制度の創設に向けた準備に協力しました。

これらの会合を通じて得られた情報をユーザーへ共有するための取組も行っています。

2017年7月、特許庁審判部は、韓国特許審判院及び中国国家知識産権局専利復審委員会との審判専門家会合が同時期に開催される機会を捉え、東京にて「日中韓特許庁ユーザーセミナー」を開催しました。

本セミナーでは、日中韓特許庁における特許無効審判に関する比較研究の成果²⁾を説明するとともに、日本、韓国及び中国のユーザーも参加してパネルディスカッションを行い、各国における行政及び司法による知的財産保護の最新動向について議論しました。本セミナーには、知的財産関係者を中心に登壇者を含め約100名が参加し、韓国及び中国の審判分野に対し、ユーザーが高い関心を寄せていることが伺えました。



図4 日中韓特許庁ユーザーセミナー

これまでの中国及び韓国の審判部との国際連携によって得られた情報については、本誌の別の寄稿「中国・韓国の審判制度について」で詳述しますので、是非そちらをお読みください。

(2) 知財司法分野の国際連携

2015年に知的財産高等裁判所の設立が10年を迎えたことを契機に、特許庁審判部による国際連携は新たな局面を迎えます。知財司法分野の国際連携を強化すべく、国際シンポジウムの開催や参加を推進していくこととなります。

2015年4月、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催で、日米英仏独の5か国の知財裁判官及び弁護士を招き、東京にて国際シンポジウム「知財司法の未来に向けて～知的財産高等裁判所創設10周年記念～」を開催しました。本シンポジウムでは、標準必須特許の権利行使に関する事例を対象とした、米・英・仏・独・日の知財裁判官及び弁護



図5 国際シンポジウム「知財司法の未来に向けて～知的財産高等裁判所創設10周年記念～」

士による模擬裁判が実施され、その後のパネルディスカッションでは、模擬裁判の内容を踏まえ、各国毎のアプローチの異同等について活発な議論が行われました。

その翌年の2016年5月には、米国の連邦巡回区控訴裁判所にて「日米知財司法シンポジウム」が開催され、特許庁審判部は、知的財産高等裁判所、米国連邦巡回区控訴裁判所、米国特許商標庁審判部、日米の弁護士・弁理士等と共に参加し、知財に関する日米の訴訟制度や審判制度について議論しました。

また、同年同月には、韓国のソウルにて「日米韓知財司法シンポジウム」が開催され、特許庁審判部は、知的財産高等裁判所、米国特許商標庁審判部、韓国特許法院、韓国特許審判院等と共に参加し、知財に関する日米韓の訴訟制度や審判制度について議論しました。

2016年後期には欧州との知財司法分野の相互理解を更に深めるための国際連携にも取り組んでいます。

2016年9月、フランスのパリにて、欧州の特許弁護士団体EPLAW、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットとの共催により、日欧の特許訴訟における証拠収集に関する模擬裁判等に関する国際シンポジウムが開催されました。

同年11月には、東京にて「日欧知的財産司法シンポジウム2016」を各知財団体との共催により開催しました。本シンポジウムには、ドイツ最高裁判所、ドイツ連邦特許裁判所及び知的財産高等裁判所からの裁判官、日欧の特許庁関係者、大学関係者、

2) 特許無効審判を含むこれまでの日中韓審判専門家会合の比較研究の成果は、以下のウェブページから取得可能です。
〈日中韓特許庁における審判実務に関する比較研究〉 https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan_shinpan_hikakuken.htm

弁護士、弁理士、産業界らが参加して、特許の侵害と有効性の判断を題材とする基調講演、欧州統一特許裁判所をテーマとした模擬裁判、均等論や特許の有効性の判断に関するパネルディスカッションを行いました。

その後、欧米に留まらず、アジア地域における知財司法分野の国際連携の取組にも積極的に取り組むこととなります。

同年12月には、神奈川県小田原市にて「日中韓特許庁シンポジウム」を開催しました。本シンポジウムには、中韓の特許庁、学識経験者、知的財産高等裁判所、韓国大法院、中国の専利復審委員会らが参加し、基調講演、パネルディスカッション等を行い、日中韓における行政及び司法による知的財産保護の最新動向に関する相互理解を深めました。

翌年の2017年には、知的財産関係紛争の解決に関する各国の法制度や課題に対する理解・共通認識を醸成し、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知財関係紛争処理能力の向上を図るとともに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等へ情報提供することを目的として、東京にて「国際知財司法シンポジウム2017」を開催しました。

本シンポジウムは、特許庁と、最高裁判所、知的

財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットとの共催によるものであり、日中韓及びASEAN諸国の知財紛争に携わる裁判官及び弁護士等の知財司法の実務家が一堂に会し、活発な議論が行われました。

1日目は、特許訴訟における証拠収集手続をテーマとする模擬裁判、2日目は、商標の類否判断について難しい判断を迫られる事例についてのパネルディスカッション、3日目は、「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとする講演、特許の進歩性判断・商標の類否判断・悪意の商標出願をテーマとするパネルディスカッションを行いました。

本シンポジウムへは3日間で延べ約1300名が参加し、知財司法に対するユーザーの関心の高さを改めて認識する機会となりました。

(3) 欧米との審判分野の国際連携の開始

2015年以降、特許庁審判部は、知財司法分野の国際連携に注力してきましたが、米国において2012年に運用が開始されたIPRや、2017年の欧州特許庁における審判部の組織再編の影響もあり、欧米審判制度に対する我が国ユーザーの関心が高いことを強く感じていました。

そこで、特許庁審判部は、欧米の審判部との直接の国際連携の途を模索していくこととなります。



図6 国際知財司法シンポジウム2017 (3日目のフォトセッション)

米国特許商標庁審判部 (PTAB) のユーザーによる団体である米国特許審判法曹協会 (PTAB Bar Association) が2016年に設立され、翌2017年3月、米国にて、同団体の発足会合 (Inaugural Conference) が開催されました。特許庁審判部からもスピーカーを派遣し、米国特許商標庁審判部とともにパネルディスカッションへ参加し、日米の審判制度に関する議論を行いました。



図7 米国特許審判法曹協会発足会合での日米のパネルディスカッションの様子

特許庁審判部がこの時期に同会合へ参加したのは、別の目的もありました。それは、米国特許商標庁審判部との本格的な会合に向けた準備会合を開催することです。

本準備会合を踏まえ、同年6月、特許庁審判部は、米国にて、米国特許商標庁特許審判部と、二日間に渡ってハイレベルでの審判実務についての会合を行いました。

本会合では、今後の日米の審判分野における交流の進め方について協議するとともに、両庁の口頭審理や合議に係る実務等の情報を交換しました。また、日米の審判部は、今後も情報交換や相互理解を進展させ、審判分野における協力関係の構築を進めることの重要性を確認しました。

これまでの米国特許商標庁審判部との意見交換によって得られた情報については、本誌の別の寄稿「AIA後の米国における特許付与後の手続き」で詳述しますので、是非そちらをお読みください。

米国の審判部との国際連携と並行して欧州との連携も進めています。

同年5月、特許庁審判部は、ドイツにて、ドイツ

連邦特許裁判所及び欧州特許庁審判部とそれぞれ初となる実務的な意見交換を行いました。

ドイツ連邦特許裁判所は、ドイツ特許の無効手続や、ドイツ特許商標庁の決定に対する不服手続などを所管する専門裁判所で、日本の審判と同様の役割を担っています。意見交換を通じてドイツの制度に関する様々な情報が得られました。また、本意見交換は、組織再編後の欧州特許庁審判部との初の意見交換の場であり、3月に就任したヨゼフソン (Carl Josefsson) 審判部長官とも意見交換を行うことができました。

これまでの欧州との意見交換によって得られた情報については、本誌の別の寄稿「欧州における特許審査後の手続き」で詳述しますので、是非そちらをお読みください。

3. 特許庁審判部の国際連携のねらいと今後の展望

上述したように、特許庁審判部は、様々な形で国際連携を推進してきました。例えば、2017年だけでも、図8に示すような形で数多くの国・地域との国際連携を図っています。その大きな背景となるのは知財紛争の国際化です。経済のグローバル化が急速に進展し、情報通信技術が国境を越えたビジネス・技術上の新たな「つながり」を生み出す中、知財紛争が一つの国の内部に留まらず、国境をまたいだ形で進行することは珍しいことではありません。

また、審判制度が準司法的な位置付けにあるということも我々にとって大事な観点です。審判は、審査の結果をレビューする上級審という役割を有すると共に、知財紛争において、司法の一審相当として、特許権等の有効性に関する判断を速やかに下し、紛争の早期解決を図る役割も有しています (図9)。

このようなことから、知財紛争の当事者が、世界の各国・地域において、予測可能であって安定した形で紛争を速やかに解決できるようにするため、準司法的な位置付けの特許庁審判部が、各国・地域の関係者と手を携えて審判及び知財司法のベストプラクティスを追及し、得られた情報について速やかにユーザーに共有していく必要があると考えています。

すなわち、各国・地域の審判部門とは、それぞれが有する技術的専門性を十分に生かしつつ、当事者

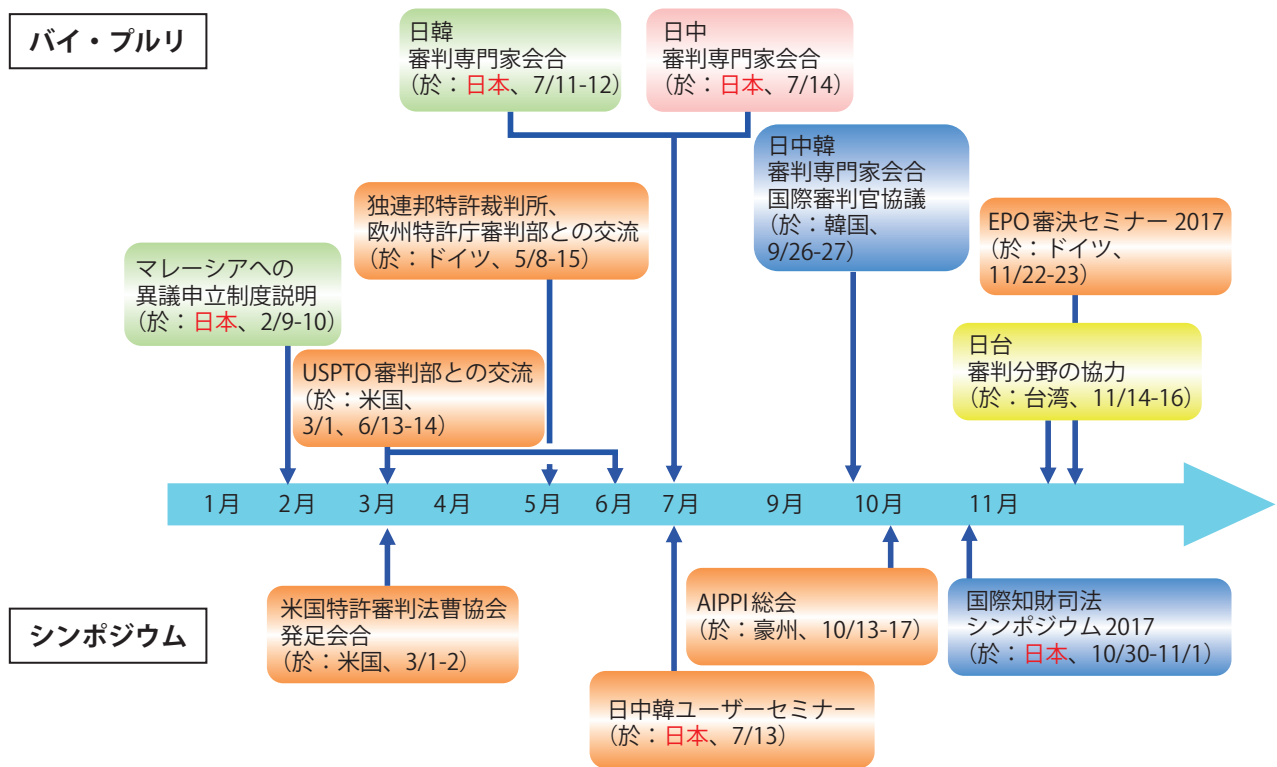


図8 特許庁審判部による2017年の国際連携

(1) 審査の上級審	①拒絶の妥当性判断 (拒絶査定不服審判) ②権利の信頼性向上 (異議申立て)
(2) 紛争の早期解決	①特許等の有効性の判断 (無効審判) ②特許請求の範囲等の訂正 (訂正審判) ③不使用等の商標登録の取消し (取消審判) ④権利範囲の公的鑑定 (判定)

図9 審判の役割

にとって納得感のある、より内容の充実した審判手続の実現を図っていくと共に、各国・地域の知財司法関係者とは、密に意見交換を行って、速やかな紛争解決に向けた国際的な知財司法制度の最適化を進め、それらの成果について、分かりやすい形でタイムリーにユーザーに提供することが求められていると考えます。

現在、特許庁審判部は、2018年秋に予定されている「国際知財司法シンポジウム2018(仮)」の開催に向けて準備を進めています。ここでは、欧米の審判部門及び裁判官をお招きし、審判分野・知財司法分野における最先端の課題について議論する予定です。また、引き続き、各国・地域の審判部門との会合を開催することも予定しています。

これらの取組を通じ、ユーザーが活用しやすい国際的な知財システムの構築を精力的に図っていきたいと考えます。

profile

高橋 克 (たかはし まさる)

平成12年4月 特許庁入庁 (審査第五部情報処理)。
総務部国際課、特許審査第四部情報記録、知的財産戦略推進事務局、審判部第1部門 (計測)、同部審判企画室等を経て、平成29年7月より現職。